

小坂井 実議員



難しい税減免規則等の分かりやすい資料の発行を

問

市民に福祉の内容の説明

は行き届いているのか。市民が納める健康保険・介護保険・市民税等の減額・減免・免除の規則が大変難しい。

高齢者、障害者など生活弱者に対する懇切丁寧な説明資料こそが、真の福祉ではないかと思うが、そんな冊子などを発行する考えはないか。

税の通知書について」というお知らせの中で、国保税の納付が困難な人へ納付相談を周知している。

20年度からは医療保険制度の変更があるため、3月頃に新制度周知のためのパンフレットを配布する予定である。

10月から行っているが、市窓口の負担減免制度も

内に全医療機関に要綱を配布しており、医療機関窓口で相談があれば、保険年金課に連絡をもらい対応しているこうと考えている。

非常に複雑な制度で相談を周知している

答 保険年金課長

国民健康保険税の減免制

度は非常に複雑な制度で、直接的な表現で減免制度を周知していない。

新たな国民健康保険加入者等に対し「国民健康保険

福祉授産所は民営化するのか

問

新体系の施設に移行する

答 福祉課長

福祉授産所は遅くとも23年度からは（障害者自立支援法の）新体系の施設に移行する。

市福祉授産所の定員は

19人から30人に増やし、就

労継続支援B型の施設に、

十四山福祉授産所は定員を

10人として地域活動支援

センターというタイプの施

設に体制が整い次第、移行

したいと考えている。

安心できる福祉施策を

問

自助・共助・公助の形に立つて考えていただきたい

答 市長

さまざまな福祉政策を行っているが、こういう問題はこれでいいということは私も思っていない。

現状からどういう形で改善をしていくかということ

については今後も考えていきたい。福祉の基本である自助・共助・公助という形に立つて、それぞれの問題について考えていきたい。

ると聞いているが間違いないか。

また18年4月に施行された障害者自立支援法に対する現在と民営化後の取り扱いについて尋ねる。

授産所は軽作業ができる18歳以上の知的障害者が入所しているが、送り迎えが必要で、家族の誰かが不規則なパート勤めしかできない。送迎バスの運行計画等がないかという声がある。

通所者の親も年をとり、不安が増している。また授産所すら入れない重度障害の人もある。県営弥富寮のような利用の拡大を考えてもうえないか。